## 事業者排出量削減計画書

(宛 先) 京都府知事				令和 5年 9月20日							
住所(法人にあっ				あっては	、名	称及び代表	者の氏	名)			
鱼网去少町形名地		亀岡市 亀岡市長 桂川 孝裕									
亀岡市安町野々神	O笛地		亀岡市長   桂川   孝裕   電話番号: 0771-25-5023								
			电印笛 ク・ 0111 20 0020								
主たる業種	市町村機関						細分類番号	9	8	2 1	
		V	第12	条第1項	第 1	号					
事業者の区分 京都府地球温暖化対策条例施行規則		□ 第12条第1項第2号又は第3号									
		□ 第12条第 1 項第 4 号									
의. as #1 88	△ 壬 1	から令和 8 年 3 月まで									
計 画 期 間	T7 T4	- O H TH O 中 O 力 A C									
基本方針	令和2年~4年度の平均を基準量とし、令和7年度の温室効果ガス排出量を6%以上削減する。										
計画を推進するた めの体制	市長を温暖化対策総括者、副市長を温 を運用し、温室効果ガス排出量の削減	括者とする、亀岡市温暖化対策環境マネジメントシステム いる。									
温室効果ガスの排 出の実績及び削減 の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度		年度	第2年		第3年度	増	減	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
		(令和2~4年度)			(令和6年		(令和7年度	)			
	7 7/4 18 27 11 7 27 13 12		18, 512.	0 トン	18, 512. 0	トン	18, 512. 0 F	<i>&gt;</i> −2	. 2	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	19,693.7 トン	18, 512.	0 トン	18, 512. 0	トン	18, 512. 0	→ <del>-</del> 6	. 0	パーセント	
	目 標 の 根 拠	亀岡市温暖化対策	環境マネ	ジメント	システムを運	用し、	温室効果ガス排	出量の削	減に耳	反り組む。	
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供する建 築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (令和4年度)		年度 5 年度)	第2年		第3年度(令和7年度	増	減	. 率	
	事務所 事業活動に伴う排出の量 (施設数)	189. 18		85. 12	185.		185. 12		15	パーセント	
	事業活動に伴う排出の量									パーセント	
	原単位の指標及び目標の根拠	亀岡市温暖化対策 排出係数は新基準	環境マネ の置換)	ジメント を基準値	システムを運 として年3%で	用し、	令和2年度~令 室効果ガス排出	和4年度の 量の削減(	平均値に取り	直(電力の 組む。	
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度	第1	年度	第2年	度	第3年度	備			
		(令和4年度)	(令和:	5年度)	(令和6年	達)	(令和7年度	) <sup>1/</sup>	İ	与	
		0 パーセント	2	う パー セント	25	パーセント	25 to 1				
具体的な取組及び 措置の内容	令和5年度	管理に努める。									
	令和6年度	S.管理に努める。									
	令和7年度機器の適正な運転管理に努める。										
通勤における自己 の自動車等を使え することを控えた せるために実施 ようとする措置	措 置 の 内 容 毎月2回、エコ			コ通勤デーとして自動車の使用を控えている。							
	上記の措置を採用する理由	·画期間	から実	施してい	るた	め、引き続き	き実施	する。	)		
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の 地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度		第 2	年度	Ĵ	第3年度	1	備	考	
	• •	(令和5年月	芰)	(令和 6	6年度)	(令	和7年度)	1	用	<b>4</b> 7	
	森林の保全及び整備によるもの	0	トン		0トン		0 F3	/			
	地域産木材の利用によるもの	0	トン		0トン		0 10	/			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は 熱の供給によるもの		トン		トン		F:				
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン		F3				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温 室効果ガスの吸収効果分の購入によるも の	0	トン		0トン		0 12				
	合 計	0.0	トン	(	0.0 トン		0.0 10				
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	地域新電力会社亀岡ふるさとエナジー (株みどりのカーテン事業を実施している。					組を打					
特記事項	第四計画に期間における温室効果ガスの排出量については目標未達成のため、第五計画期間への超過削減量分の繰越はなし。										
							-				

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
  - 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
  - 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
  - 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
  - 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める 方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。